

和歌山県警察職員の旧姓使用取扱要領の制定について（例規）

（最終改正：平成30年3月13日 務第22号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要領は、和歌山県警察職員が戸籍上の氏を改めた後も引き続き、文書等において婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 旧姓を使用できる文書の種類等
- 旧姓使用の申請要領
- 旧姓使用の記録に関すること

等です。